

## 地球温暖化対策計画書制度の見直しについて（案）

### 1 経緯

- ・ 本制度は、事業者による温室効果ガスの削減を促すため、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対し、排出抑制のための計画書及び実施状況書の作成・提出を義務付けた制度であるが、制度施行後7年を経過し、制度の実効性を高めるべき諸課題が生じている。
- ・ この間、地球温暖化対策の推進に関する法律において、「温室効果ガス排出量の報告制度」等が制定・施行され、また、他自治体での取組も進展している。
- ・ これらのことより、制度の見直しが求められている。

### 2 本制度の概要

根拠 県民の生活環境の保全等に関する条例第73条～第75条,第104条

対象 原油換算エネルギー使用量が年間1,500kl以上の工場等  
(名古屋市内を除く。)(平成22年度現在:約750事業所)

- 規定
- ① 地球温暖化対策計画書・実施状況書の作成・提出
  - ② 事業者による計画書等公表の努力義務
  - ③ 計画書等の未提出者への勧告
  - ④ 必要な報告の徴取

#### 【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律の報告制度の概要

根拠 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2～第21条の10

- 対象
- ① 原油換算エネルギー使用量合計が年間1,500kl以上の事業者
  - ② 従業員数21人以上であり、かつ、エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの種類ごとに、排出量合計が年間3,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業者 ほか  
※ フランチャイズチェーン事業者を含む。

- 規定
- ① 温室効果ガス排出量等の報告書の作成・提出
  - ② 国による事業者単位データの公表
  - ③ 国による事業所(1,500kl以上)単位データの情報開示

### 3 現状及び課題

- ・ 温室効果ガスの排出量の捕捉率は、産業・業務部門で約7割確保しているものの、業務部門の捕捉率は低く、更なる向上が必要
- ・ 計画書提出事業所の温室効果ガス排出量は徐々に減少しているものの、目標達成率は低く、一層の取組の推進が必要
- ・ 計画書等の公表率は低く公表方法も様々であり、公表に係る対応が必要
- ・ 県の計画書制度と国の報告制度の整合性の検討が必要

## 4 見直しの方向性

### (1) 対象範囲の見直し

- ① 県内（名古屋市内を除く。）で、原油換算エネルギー使用量の合計が 1,500kl 以上の事業者（フランチャイズチェーン事業者を含む。）を対象とする。
- ② エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスは、従業員数 21 人以上であり、かつ、温室効果ガスの種類ごとに県内（名古屋市内を除く。）での排出量合計が年間 3,000t-CO<sub>2</sub> 以上の事業者（フランチャイズチェーン事業者を含む。）を対象とする。
- ③ 自動車等のエネルギー使用分を除く。
- ④ 国・地方公共団体を対象とする。

【参考】フランチャイズチェーン事業者とは

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営の指導を行う事業者

### (2) 届出情報の公表規定の見直し

- 事業者による公表努力規定に加えて、県による公表規定を追加する。

【留意事項】

個人情報や経営に重大な影響を与える情報については、公表内容より除外を検討する必要がある。

### (3) 届出方法の見直し

- ① 届出を様式化する。
- ② 電子届出を採用する。

## 5 その他

- 県による積極的な技術支援等を進める。

【実績】

- ・ 省エネに関する専門家の派遣指導
- ・ 中小企業の省エネ推進に係る人材育成
- ・ 業界団体連携による中小零細企業の取組推進
- ・ 省エネ手引書による取組促進

【参考：他自治体の状況】

- ・ 37 自治体で計画書制度を実施（H20 法改正以降の施行は 21 自治体）
- ・ 届出単位は、事業者単位は 20 自治体、事業所単位は 17 自治体  
（H20 法改正以降では、事業者単位 16 自治体、事業所単位 5 自治体）
- ・ 自治体による公表規定は、28 自治体であり